

2 消費者安全確保地域協議会

Q1

消費者安全確保地域協議会（以下「地域協議会」という。）は、どのような組織ですか。

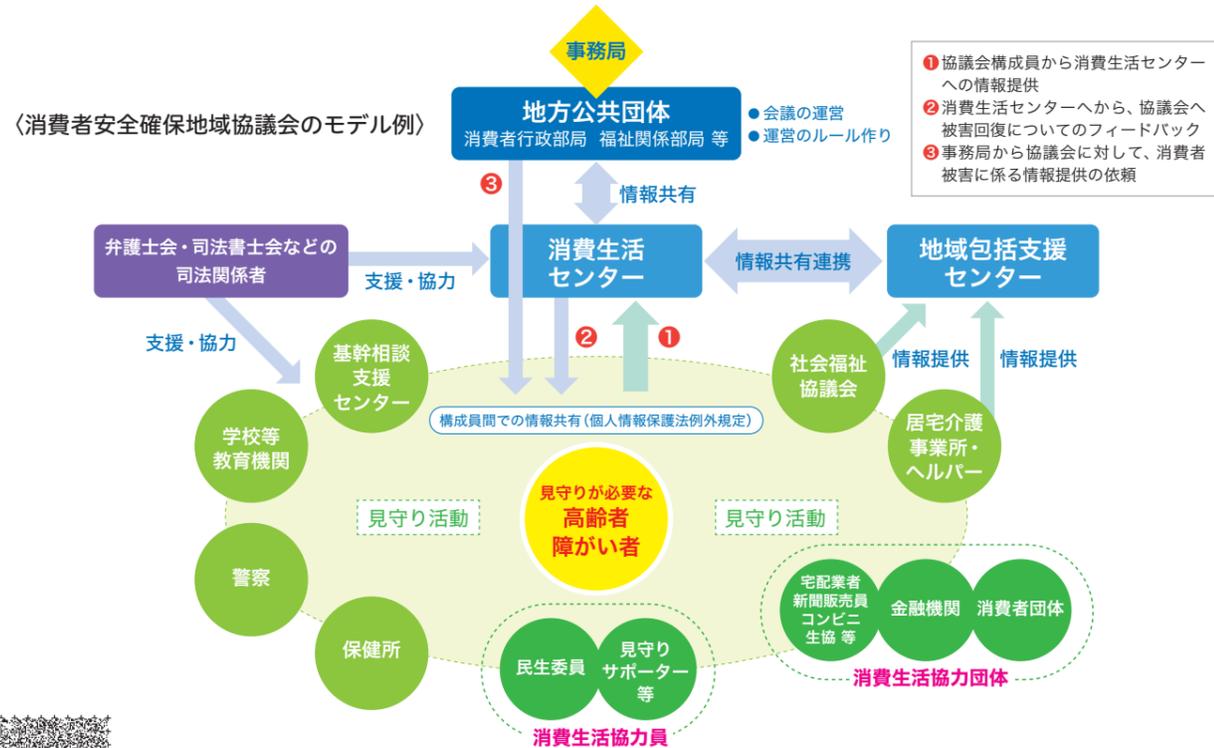
地域協議会は、多様な見守りの担い手が日々の見守りの中で発見した消費者被害の端緒情報を、確実に消費生活センターへの相談へとつないでいただくための見守りネットワークです。

高齢者の消費者被害が深刻化する中、2014年6月に消費者安全法が改正され、高齢者や障がい者等の消費生活上特に配慮を要する消費者を見守るため、地域において、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を組織することができると規定されました。

Q2

地域協議会には、どのような見守りネットワークが想定されますか。

消費生活センターにつないだ後も様々な福祉的な支援・見守りが必要になることから、特に福祉部局との連携が重要になります。地域の実情に応じて構成員を決めることとなりますが、下図はモデル例です。



(見守りネットワーク)

Q3

地域協議会を設置すると、どのような効果がありますか。

消費者安全法では、地域協議会について、個人情報保護法の例外規定を適用して、「たとえ本人同意が得られない場合」であっても、必要と認められる場合は、地域協議会に個人情報を提供し、必要な関係者間で個人情報を共有して対応に当たることができると規定しています。これが最も大きな効果ですが、そのほかにも以下の効果が期待されます。

● 消費生活センターへつなぐまでの方法の明確化

見守り活動の中で発見された被害の端緒情報を、ルール（マニュアル等）に従って速やかに消費生活センターにつなぐことができる。

● 被害情報の地域での共有

消費者被害の情報を地域の構成員で共有することで、消費者被害の未然防止と早期発見による被害の拡大防止を図ることができる。

● 見守りリストの作成による効果的な見守り

消費者庁等から入手した地方公共団体内の住民に関する顧客名簿の情報、地方公共団体内の他部署で保有している名簿や消費生活相談により得た情報、見守り等の活動の中で取得した情報を集約し、精度の高い独自のリストを作成することが可能になる。

● 消費者被害の発見から福祉サービスへのつなぎ

介護サービスや成年後見制度、日常生活自立支援事業等、必要な福祉的サービスを受けていない高齢者や障がい者を発見し、サービスにつなぐことができる。

Q4

消費生活協力員・消費生活協力団体には、どのような役割がありますか。

消費生活協力員、消費生活協力団体になる方々には、発見した消費者被害の情報を「確実に」消費生活センターにつないでいただくことなど、大きな期待が寄せられています。

また、地域協議会が設置されていれば、生活の基盤が損なわれてしまうような重篤な被害の場合には、たとえ本人同意が得られない場合でも、個人情報を含めた被害情報を消費生活センターに提供していただくことが可能です。

消費生活協力員、消費生活協力団体として期待される方々

社会福祉協議会、居宅介護支援事業所・ヘルパー、宅配業者、新聞配達員、コンビニ、生協、民生委員、見守りサポーター等

